

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会
第7回 検討委員会 議事録

日時 平成18年3月23日（木）14：00～14：30

場所 岐阜市役所本庁舎低層部3階 大会議室

【事務局（宮川）】 それでは定刻になりましたので、ただいまから第7回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会を開会させていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます産業廃棄物特別対策室長の宮川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ご多忙のところ、皆様方にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、ご都合によりまして井上委員、肥後委員がご欠席となっております。

また、中部地方環境事務所から筒井課長様、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会要綱第8条の規定に基づきまして、県の林政部治山課の森川課長様にご出席いただいております。どうぞよろしく願いをいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。まず次第がございます。それから、資料といたしまして、委員会報告（案）を配付させていただいております。なお、報告書案の20ページ以降の資料編につきましては、前回委員会で提示した案と特に変更なく、また資料の容量が非常に大きくなることから、委員、オブザーバー以外の皆様については省略させていただき、かわりに閲覧用として数部、右のテーブルの上に用意をさせていただいておりますので、ごらんになる場合はそちらをご参照いただきますようお願いをいたします。資料につきまして、お手元がない方がおられましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、まず部会の開会に当たりまして、環境事業部長の一野よりごあいさつ申し上げます。

【事務局（一野）】 本日は委員会の開会に当たりまして、年度末の大変お忙しい中、皆様には第7回の対策検討委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

初めに、けさの新聞報道でごらんになった方もあると存じますが、昨日、22日付で善商を初め関係者に対する措置命令に先立つ行政手続法に基づく弁明書の通知書を発送いたしました。法人、善商に対しては全量撤去、それからニッカンに対してはその関与する部分の撤去命令、それからそれぞれ法人の役員につきましては相当な関与する部分の撤去の命令を内容とする弁明書の通知となっております。この弁明書の到着を待ちまして、以後、措置命令を発していきたいというふうに考えております。

さて、本日は、前回のこの検討委員会で出されましたご意見を踏まえまして、委員会の報告案を修正・加筆させていただきました。その内容を本日ご確認していただきまして、まとめ案を作成いただきたいと思いますと存じております。一昨年5月に当検討委員会が発足して以来2年間にわたってご検討いただいております、当委員会も本日を最終の委員会として考えております。

限られた時間ではございますが、どうぞ忌憚のないご意見を出していただきまして、本委員会の報告案がまとめられますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局（宮川）】 ありがとうございます。

なお、傍聴の方にはあらかじめお断りをしておきます。傍聴席の右側に掲示するとともに、お手元に配付しておりますが、岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領の遵守事項に従い、会議中の発言等はお控えください。守られない場合は退室していただくこともありますので、ぜひご協力をお願いいたします。

なお、ご意見等がある場合は、ご意見等記入用紙が用意してありますので、お帰りの際に提出していただきたいと思います。

それでは、以降の進行につきましては、委員長さん、よろしく願いをいたします。

【吉田委員長】 それでは、第7回の検討委員会に入らせていただきたいと思います。

皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、次第に沿って順次進めていきたいと思いますが、本日の会議の中心は、前回報告の案でございますけれども、このことについて、前回いただいたご意見を中心に修正をさせていただきました。その確認をして、最終的な委員会としてのまとめといたしたいというふうに思います。

それでは議事に入らせていただきますが、まず次第の3でございます。第6回委員会議事録についてでございます。これは去る2月24日に開催いたしました第6回の委員会の議事録でございます。事前にお配りしてございますので目を通していただいたかと存じますが、第6回の議事録として承認させていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、議事録として承認をさせていただきます。

次は、第4の検討報告書及び報告書（案）の修正内容につきましてでございますが、一通り説明をさせていただきたいと思いますが、その後で順次確認させていただきます。

まず、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。基本的には前回と変わっておりませんので、おさらいということになるかと思いますが、全体の構成を含めまして、順次説明させていただきます。

まず資料の1枚目でございますが、両面刷りのペーパーが1枚ございます。これが報告書でございますが、これは本文中にある一部を抜き出したものでございますけれども、これを持ちまして、市長への提言といえますか、報告としたいと思っております。

それでは、その市長への報告の内容に入ります前に、全体の報告書の案について確認をしていきたいと思っております。

まず1枚めくっていただきまして、裏に目次がございます。全体を四つのブロックに分けております。検討委員会の設置、それから技術部会における検討、再生ビジョン部会における検討、それから委員会における検討、全体がこの四つに分けられております。このうち、Vの委員会における検討でございますが、この中の3の18ページをお開きください。18ページ、それから19ページ、委員会としてのまとめを提言として記載しており

ます。

そして、資料として、委員会の設置要綱、名簿が載せてございます。それから、最後には、これまでの検討の過程でどのような議論が行われてきたかということを確認にすることで、両部会におけるすべての会議の検討概要を添付してございます。以上が全体の内容でございます。

Ⅲで、2ページから13ページまでは技術部会における検討でございます。昨年12月の委員会に提出された検討委員会の報告書の内容をまとめたものでございます。

それから、13ページ、14ページのところに再生ビジョン部会における検討の結果が示してございます。この中には、勉強会を開催いたしましたけれども、その中で出た意見も要旨を幾つかの項目に分けて掲載してございます。

それで、14ページの後半からですが、17ページまでは、二つの委員会における検討を踏まえて、委員会としてまとめた結果でございます。この過程で委員会に出された概算の費用等についても資料として掲載してございます。

それから、18ページ、19ページが先ほど申しました報告書のまとめでございます。委員会の最終的な結論としてこういうふうなものを市長の方に提出したいというふうに思っています。

それでは、全体の資料の内容は以上で説明を終わらせていただいて、次に一番初めにある前回の委員会です。いろいろ議論をしていただきました検討委員会の報告の内容の案についてでございます。前回、いろいろなコメントをいただきました。そのコメントをもとにして、事務局と私どもの方で修正といいますか、校正をさせていただいたものが、きょうお手元にある検討報告書の案でございます。これは、重ねてということになりますが、非常に重要な文書でございますので、もう一度、確認の意味も含めて読み上げさせていただきたいというふうに思っています。特に、修正とか校正をかけたところにつきましては赤字及びアンダーラインが引いてございますので、その部分をごらんいただきたいというふうに思っています。

それでは、案の内容を確認させていただきます。

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会検討報告（案）。

平成16年5月27日、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会が設置され、今後の対策や現地の再生などについて、部会も含めて延べ27回にわたって会議を開催してまいりました。

検討に当たっては、市民の安全・安心の確保を第一に、まず技術的見地から検討を加え、次いで再発防止のための仕組みの確立、さらには将来的な市の財政負担も考慮した上で、どのような対策を実施すべきかといったことを念頭に検討を行ってまいりました。

今般、検討内容を取りまとめるに至りましたので、下記のとおりご報告いたします。

記、1. 報告内容。これも報告を加えてございます。別添「報告書（案）」のとおり。

2. 提言。検討結果を踏まえた委員会としての提言は以下のとおりである。（報告書よ

り抜粋)。

(1) 安全性の確保について。

詳細調査及び現在も継続して実施されているモニタリング調査の結果から、現時点において生活環境の保全上の支障が生じているとは認められない。一方、のり面崩落や内部発熱など、将来、生活環境の保全上の支障が生じるおそれが全くないとは言えないが、残置、一部撤去、全量撤去のいずれの案を採用しても、必要な対策を施すことにより、環境基準など法律に基づく各種の基準を達成でき、生活環境の安全は確保できると考える。

今後、対策内容を決定する上で、技術的見地から留意すべきと思われる事項は以下のとおりである。

- ①対策手法等の詳細については、対策を実施する段階でさらに詰める必要があること。
- ②廃棄物の掘削・選別作業に当たっては、アスベストの飛散防止など、周辺環境、作業環境の安全確保に努めること。
- ③鉛が土壌含有量基準を超過している箇所も含め、今後、恒久的な対策を実施するに当たっては、必要に応じて補足調査を実施した上で適正に処理すること。
- ④水処理施設を設置する場合、下水道への接続が非常に有効であると考えられることから、具体的に検討すること。

ここからは、宇留野委員のコメントを加えたものでございます。なお、現地の処理に関しては、安全性の観点から早急に着手してほしいという地域住民の強い要望があったことを付言する。

(2) 市民協働による不法投棄の再発防止について。

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会の指摘、提言を真摯に受けとめ、市政の体質改善並びに再発防止について、アクションプランの着実な推進など、一層の取り組みが強く望まれる。

また、このような事態を再び起こさないためには、行政のみでなく、事業者、そして市民が産業廃棄物問題を共通の課題として認識することが重要であり、当委員会として以下の取り組みを求めるものである。

①再発防止について。

- 1) 当事案の今後の監視、あるいは廃棄物問題の啓発等を目的とした市民参加による協働組織(市民参加型の委員会)を設置すること。
- 2) 循環型社会の構築に努めること。
- 3) 不法投棄行為者及び排出事業者等の責任追及を徹底し、事業者等の意識向上を図ること。

②役割分担について。

産業廃棄物が広域的に持ち込まれていることから、補完性の原則に基づき、国、県、市の役割を明確にするための仕組みの構築を国、県へ働きかけること。

(3) 現地の廃棄物処理方策について。

技術部会からの報告をもとに処理方策について検討を重ねた。その過程では、「再発防止のためにも土砂・コンクリート殻も含めて全量撤去すべき」とする考え方、「全量撤去を前提に段階的に対策を実施するのが適当である」とする考え方、あるいは「財政等も考慮し、実現可能な範囲で最大限必要な対策を施すのが適当である」とする考え方などが示されたが、検討の結果、以下のように提言するものである。

①今後の対策について。

- 1) 不法投棄行為者及び排出事業者等に対し、責任に応じて全量撤去を求めること。
- 2) 代執行もやむを得ない状況が見込まれる場合、当委員会における検討結果や調査結果などを総合的に勘案し、できるだけ速やかに、まず混合物主体層全量を掘削・選別し、将来的に支障を及ぼすおそれがないとは言えない木くず、紙、布、プラスチック類の撤去を進め、金属類など、それ以外の廃棄物については、選別状況、モニタリング調査結果や地元の意見などを踏まえて判断すること。
- 3) 今後実施するモニタリング調査等において、生活環境保全上の支障が認められた場合は速やかに周知するとともに、緊急に措置を講じること。
- 4) 選別・撤去に当たっては、資源としてのリサイクルの可能性も考慮すること。
- 5) 地権者及び地元等の理解を得られれば、現場での廃棄物焼却施設の設置も考えられること。

②責任追及について。

不法投棄行為者及び排出事業者等の責任追及を徹底し、極力事業者による撤去を図ること。

③費用負担について。

- 1) 代執行が見込まれる場合は、事業者、職員等からの拠出による基金の設置などを検討すること。
- 2) 引き続き国、県へ財政支援を求めること。
- 3) 対策の実施に当たっては、市の施設の活用や最新技術の導入など、費用の低減に極力努めること。

④再生について。

コストを考慮した上で、植生による緑化が適当であること。

(4) その他。

対策の実施に当たっては、地域経済に寄与できるような方策を検討すること。

平成18年3月〇日、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会 委員長 吉田良生、副委員長 藤縄克之であります。

以上のような報告を最終案といたしたいと思いますが、皆さん方のご意見を承りたいと思います。いかがでございましょうか。

この報告書の最終案としてよろしいございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、これを検討委員会の最終報告といたしまして、これを市長の方に提言をさせていただきたいと思います。

それでは、昨年から2年間にわたりまして検討していただきましたが、この報告案をもちまして、正式の報告書として市長の方に提言をしていきたいというふうに思います。

最後ではございますけれども、委員長として、皆さん方にお礼と、それから市役所の方々にお願い等を申し上げて、私のあいさつとさせていただきたいと思います。

まず、この種の委員会と申しますのは、みんなが喜ぶ最適な案というのがないわけでございます。みんなが少しずつ負担をしなければならないという、これしかないだろうという、そういう案を模索するというものでございました。恐らくこの中には、地元の代表の方としては一日も早く、それからできるだけ多く撤去していただきたいという切実な希望、訴えがありました。これもできるだけことはしたいと思いますが、我慢をしていただかなければならないところもございました。

それから、技術部会に参加していただいた方には、私も技術部会、全部の会議ではございませんけれども出席をさせていただきまして、率直に申し上げて、安全性と安心ということからいうと、科学的にいうと安全性を確保しているじゃないかと、技術部会が保証しているんだからそれでいいではないかという声といいますか、訴えがあるように感じました。科学者としての当然の立場なのかもしれません。しかし、我々としては安心というものが非常に重要でありますので、こういうふうな、かなりの撤去をするという案としてまとめさせていただきました。

それから、市民の代表の方と申しましょうか、孤立奮闘という感じがしないでもなくて、大変意見を聞きながら恐縮をしていたわけでございます。恐らくもっと発言なさりたいことはたくさんあったかと思えます。そして、もう少し安全性に対する保障とか担保というようなものはできないのかというご不満もございましょう。しかし、私といたしましては、環境条例の中で本当に委員会をつくっていただくということがありますので、ぜひこれをうまく生かしていただきたいというのを切に希望したいというふうに思います。

それから、議会の方から代表して来られる方には、これは大変なコストをかけなければならないと。恐らく、皆さん方がこういうまちづくりをされたいと思われたものもかなり犠牲にしていかなければならない。恐らくまちづくりも、もしかするとスピードダウンせざるを得ないのかもしれない。そういうことがないように、できるだけ効率的で、財政的な負担のない方法を、絶えず議会としても模索し続けて、それから行政の担当の方に提言をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、副委員長の藤縄委員には、非常に側面から助けていただきまして、それから技術部会の部会長として、非常に適切な情報をいただいたことに心から感謝を申し上げます。再生ビジョン部会の副部会長の富樫委員にも、副部会長にもかかわらず、全体の取りまとめをしていただきましたことに心から感謝申し上げたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、市役所の方にお願ひしたいのですが、これから具

体的な手続に入ります。実務として大変なことがあろうかと思いますが、ぜひここにあります提言を本当に実行していただきたいというふうに思います。多分、これが10年ぐらいはかかるだろう。あるいは、もしかするとそれ以上かかるのかもしれない。たとえ市長がかわられても、そして皆さん方の部署がかわられても、この提言が生かされるような形でぜひ実行していただきたいというふうに思います。

それから、産業廃棄物といいますのは、市民が捨てたものでは基本的にはございません。産業界が責任を持って本来処理すべきものであります。その意味では、産業界の責任を追及すべきであります。意識の向上に努めるべきであります。しかしながら、市民としては、行政がもう少ししっかりしていればこんなことにはならなかったのではないかという思いがどうしても残る、強く残っております。このことはぜひ忘れないでいただきたい。行政としての監視機能というものをきっちり固めていっていただきたいというふうに思います。

これは、私の個人的な印象にすぎませんが、産業廃棄物の不法投棄がこれでなくなるとはとても思えません。200人態勢で臨む千葉県の例を見ましても、全国一の不法投棄のメッカのようなところがあります。だから、どんなに抑えても抑え切れないというところがあるかと思いますが、私が一番心配するのは、もしもう一度どこかで不法投棄が見つかった場合に、当然そこの住民の方は、椿洞は代執行したのではないか、我々のところもやってくれと、恐らく当然言われるでしょう。耐えられるのですか、市は。私は、こういうことがもう一度起こると、もうこの市はやっていけないだろうと思います。その意味でも、監視機能、市役所だけでなく、市民にもぜひお願いしたい。

それから、産業界の不法投棄に対する罪悪感というようなものを、ぜひ啓蒙活動としてやっていただきたいというふうに思います。

以上のようなことを、私、市役所の方をお願いして、これまでの2年間のいろいろな資料の作成等についてご協力をいただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。委員の方、2年間、本当にありがとうございました。

【事務局（宮川）】 委員長さん初め委員の皆様、長期にわたりましてまことにありがとうございました。

それでは、最後に助役の小野崎からごあいさつ申し上げます。

【事務局（小野崎）】 助役の小野崎でございます。

本来でありましたら、市長が参りましてお礼のごあいさつを申し上げるべきところですが、他に公務がございまして出席させていただくことができませんので、かわりましてお礼を申し上げたいと思いますが、本日は本当にお忙しい中、まことにありがとうございました。

本日の会議をもちまして、一昨年5月から2年間という長きにわたりご検討いただきありがとうございましたこの検討委員会、総括をいただいたわけですが、委員の皆様方、それからオブザーバーの皆様方、本当にこれまでのご協力、ご尽力、厚くお礼を申し上げ

たいと思います。

本日、おまとめいただきました最終報告書を受けまして、市といたしまして今後の方策を決定していくわけですが、まずは事業者による廃棄物の撤去が第一でございます。最初に部長からお話ししましたように、措置命令の受付にも入っておるわけですが、この委員会での検討を踏まえまして、現在、善商に対する措置命令の発出準備を進めているところでございますが、これの履行を第一に取り組みを進めてまいる所存ではございますが、ほかの代執行等に至らざるを得なかった場合につきましても、今委員長さんからお話しございましたように、この提言の内容を踏まえまして、具体的な手続を真摯に、かつ早急に進めますとともに、この事案だけでなく、他の産業廃棄物に関しましても、二度とこのようなことが発生いたしませんように、行政としての啓蒙活動、あるいは監視活動等々を確実に行うように努めまして、何とか行政として信頼の回復に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご理解、ご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、長期にわたりますこれまでの皆さん方のご尽力に改めまして厚く御礼申し上げます。甚だ簡単でございますが、この委員会終了に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

【事務局（宮川）】 本当にありがとうございました。これをもちまして検討委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。